

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (新法)	過疎地域自立促進特別措置法 (旧法)	見直しのポイント
<p>【名称】 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法</u></p>	<p>【名称】 <u>過疎地域自立促進特別措置法</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎対策の理念を「過疎地域の持続的発展」(持続可能な社会の形成及び地域資源等を活かした地域活力の向上)に改めることとし、法律の名称が定められた(関連:前文、第1条)。
<p>【前文】 <u>過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている。</u> <u>また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。</u> <u>しかるに、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっている。</u></p>	<p>【前文】 (新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧法では、過疎地域の公益的機能や過疎対策の理念は、法律上必ずしも明確ではなかったが、新法では、これらを明確に示すため、新たに前文が定められた。 ・具体的には、過疎地域の公益的機能(1、2段落)、過疎地域の課題(3段落)、社会経済情勢の変化を踏まえた過疎対策の理念(地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活かした地域活力の向上が実現するよう取り組む)(4段落)等が定められた。 ・「過疎地域の持続的発展」(5段落)とは、「過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」(4段落)と位置づけられている。

<p><u>このような状況に鑑み、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。</u></p> <p><u>ここに、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。</u></p>		
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の<u>持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の<u>自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法の目的について、前文に掲げた過疎対策の理念を踏まえ、「過疎地域の持続的発展の支援」に見直された。 ・過疎対策を通じて実現すべき姿に、「人材の確保及び育成」が追加されるとともに、規定の順番が整理された。あわせて、「雇用の増大」について、雇用の維持を含む文言として、「雇用機会の拡充」に修正された。(第4条の規定と整合)
<p>(過疎地域)</p> <p>第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)の区域をいう。</p> <p>一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財</p>	<p>(過疎地域)</p> <p>第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)の区域をいう。</p> <p>一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本条は、いわゆる「全部過疎」の要件を定める規定である。 ・過疎地域の要件は、旧法と同様、人口要件及び財政力要件とされた。 ・人口要件の指標は、旧法と同様、人口減少率(長期・中期)、高齢者比率(65歳以上)及び若年者比率(15歳以上30歳未満))とされた。 ・財政力要件の指標は、旧法と同様、財政力指数、公営

<p>政需要額で除して得た数値(第十七条第九項を除き、以下「財政力指数」という。)で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五一以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。</p> <p>イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値(以下この項において「四十年間人口減少率」という。)が〇・二八以上であること。</p> <p>ロ 四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。</p> <p>ハ 四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。</p> <p>ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村</p>	<p>政需要額で除して得た数値(以下この項において「財政力指数」という。)で平成八年度から平成十年までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四二以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。</p> <p>イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値(以下「三十五年間人口減少率」という。)が〇・三以上であること。</p> <p>ロ 三十五年間人口減少率が〇・二五以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・二四以上であること。</p> <p>ハ 三十五年間人口減少率が〇・二五以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一五以下であること。</p> <p>ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十五年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村</p>	<p>競技収益(政令第1条))とされた。</p> <p>・各指標の基準値は、旧法と同様、人口減少率(長期・中期)、高齢者比率、若年者比率は人口減少市町村の平均値と、財政力指数は全市町村の平均値と、公営競技収益は公営競技開催団体が地方公共団体金融機構に納付金を納める場合の基礎控除額と同額(政令第1条)とされた。</p> <p>・人口減少率(長期)の人口減少率を判定する期間の基準となる年(以下「基準年」という。)は、これまでの過疎法では、新規立法の都度、地方圏からの人口流出のピークの年であった昭和 35 年が用いられてきたが、既に 60 年経過していることから、地方圏からの人口流出がいったん収束した昭和 50 年に見直された。</p> <p>・ただし、基準年の見直しは、昭和 45 年の過疎法制定以来、初めての見直しであることから、十分な激変緩和措置を講じることとされた。具体的には、旧法に基づく過疎地域に限り、昭和 35 年を基準年とする人口減少率を併用することとされた(第 41 条)。なお、この激変緩和措置は、新法施行時の過疎地域の公示のみに適用し、令和 2 年又は令和 7 年国勢調査の結果が公表された場合の過疎地域の追加の際は適用しないこととされた(第 43 条)。</p>
--	--	--

<p>人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が〇・二一以上であること。</p> <p>二 <u>四十年間人口減少率が〇・二三以上であり、かつ、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下であること。ただし、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。</u></p> <p>2 <u>主務大臣は、過疎地域をその区域とする市町村(以下「過疎地域の市町村」という。)を公示するものとする。</u></p>	<p>人口に係る昭和四十五年の人口で除して得た数値が〇・一九以上であること。</p> <p>二 <u>次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成十八年度から平成二十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五六以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口から当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。</u></p> <p><u>イ～ニ (略)</u></p> <p><u>三・四 (略)</u></p> <p>2 <u>総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、過疎地域をその区域とする市町村(以下「過疎地域の市町村」という。)を公示するものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新法では、旧法と同様、高齢者比率が高い場合や若年者比率が低い場合には、人口減少率(長期)の基準値を5ポイント緩和する要件が設けられている(第2条第1項第1号ロ及びハ)。これは、長期の人口減少が生じ、かつ、高齢化の進展や若年層の流出が著しい市町村においては、地域の活力が低下していると考えられたことによるものである。 ・新法では、これに加え、長期の人口減少が生じ、かつ、地域の財政需要に比べて税収が少ないために財政力が低くなっている市町村については、高齢者比率が高い場合や若年者比率が低い場合と同様に、地域の活力が低下していると考えられることから、人口減少率(長期)の基準値を緩和する要件が定められた。 ・具体的には、財政力指数が「全町村」の平均値以下の場合、人口減少率(長期)の基準値を5ポイント緩和することとされた。
<p>(特定期間合併市町村に係る一部過疎)</p> <p><u>第三条 特定期間合併市町村(平成十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に、市町村の合併(二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。)により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村のうち、前条第一項、第四十一条第一項又は第四十二条の規定の適用を受ける区域をその区域とす</u></p>	<p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成の合併による合併市町村については、合併の課題等に対応するための様々な取組が行われているものの、なお市町村内の各地域の課題が残されている。このため、各地域の課題への対応についてきめ細かく支援できるよう、合併前の市町村を単位として過疎地域を指定する「一部過疎」の仕組みが設けられた。 ・旧法においては、平成の合併前に過疎市町村であった区域をそのまま「一部過疎」とする仕組みが設けられていたが、新法においては、平成の合併以後の人口動態

る市町村以外のものをいう。以下この条及び第六章において同じ。)であって、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四以下であるもの(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)については、特定期間合併関係市町村(平成十一年三月三十一日に存在していた市町村であって、同年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に市町村の合併によりその区域の全部又は一部が特定期間合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下この条及び第四十一条第二項において同じ。)の区域(平成十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間の市町村の合併の日(二以上あるときは、当該日のうち最も早い日)の前日における市町村の区域をいう。次項及び第四十一条第二項において「特定期間合併関係市町村の区域」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当する区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第一号、第二号又は第三号に該当する場合には、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。

一 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和五十年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係

に対応するとともに、財政力が低い市町村を過疎地域とするという基本的な考え方を踏まえ、平成の合併前に過疎市町村であったかどうかにかかわらず、合併前の旧市町村単位で人口要件を満たし、現在の市町村が財政力要件を満たす場合、当該旧市町村単位の区域を「一部過疎」とする仕組みとされた。

・この場合の財政力要件に用いる財政力指数の基準値は、合併により財政力が高くなった市町村が多いこと、合併前の旧市町村は町村が8割以上であったが合併後の新市町村は市が7割以上であることを踏まえ、全市町村の平均値ではなく「全市」の平均値とされた。

<p><u>市町村の人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値(以下この項及び次項において「特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率」という。)</u>が<u>〇・二八以上であること。</u></p> <p>二 <u>特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。</u></p> <p>三 <u>特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。</u></p> <p>四 <u>国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が〇・二一以上であること。</u></p> <p>2 <u>特定期間合併市町村であって、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下であるもの(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)</u>については、<u>特定期間合併関係市町村の区域のうち、特定</u></p>		
--	--	--

<p>期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上である区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。</p> <p>3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>		
<p>(過疎地域の持続的発展のための対策の目標)</p> <p>第四条 過疎地域の持続的発展のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。</p> <p>一 移住及び定住並びに地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保し、及び育成すること。</p> <p>二 企業の立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充すること。</p> <p>三 通信施設等の整備及び情報通信技術の活用等を図ることにより、過疎地域における情報化を進めること。</p> <p>四 道路その他の交通施設等の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図ることに</p>	<p>(過疎地域自立促進のための対策の目標)</p> <p>第三条 過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。</p> <p>一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。</p> <p>二 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ること等により、過疎地域とその他の地域及び過疎</p>	<p>・過疎対策の目標について、社会経済情勢の変化等を踏まえ、見直しが行われた。</p> <p>・過疎対策として、「人材の確保・育成」が特に重要であることから、新たに項目が追加された。この人材の確保には、いわゆる「関係人口」の確保が含まれている。(関連:第25条)。</p> <p>・産業振興について、サテライトオフィスの誘致などによる企業立地の重要性が高まっていることから、「企業の導入」の文言を「企業の立地の促進」に修文した上で順番が入れ替えられ、情報サービス業の重要性が高まっていることから、「情報通信産業の振興」が追加され、「雇用の増大」の文言について、雇用の維持を含む文言として、「雇用機会の拡充」に修文された(関連:第26条から第29条まで)。</p> <p>・過疎対策として、「地域の情報化」が特に重要であるこ</p>

<p>より、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通の機能を確保し、及び向上させること。</p> <p>五 生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。</p> <p>六 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。</p> <p>七 美しい景観の整備、地域文化の振興、<u>地域における再生可能エネルギーの利用の推進等</u>を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。</p>	<p>地域内の交通通信連絡を確保するとともに、<u>過疎地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進すること。</u></p> <p>三 生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。</p> <p>四 美しい景観の整備、地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。</p> <p>五 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。</p>	<p>とから、旧法第2号から独立して項目が追加された(関連:第30条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通の確保について、バス・デマンドタクシー等の交通手段の確保の重要性が高まっていることから、「住民の日常的な移動のための交通手段の確保」が追加され、「地域間交流」は第1号に移された(関連:第31条)。 ・住民の生活環境・福祉について、子育て環境の確保の重要性が高まっていることから、「子育て環境の確保」が追加された(関連:第18条、第20条及び第32条から第34条まで)。 ・集落対策について、集落の維持・活性化の重要性が高まっていることから、規定の順番が変更された。 ・個性豊かな地域社会の形成について、過疎地域における資源循環の重要性を踏まえ、「再生可能エネルギーの利用の推進」が追加された(関連:第35条及び第36条)。
<p>(都道府県の責務)</p> <p>第六条 都道府県は、第一条の目的を達成するため、<u>第四条各号に掲げる事項につき、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎市町村の人的、技術的、財政的な資源の制約から、特に過疎対策において、都道府県による支援の重要性が高まっていることを踏まえ、「都道府県の責務」の規定が設けられた。 ・具体的に、都道府県は過疎対策として、①広域にわたる施策の実施、②市町村相互間の連絡調整、③人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めることとされた(関連:第9条第3項)。 ・本規定を踏まえ、令和3年度から、都道府県が専門人材を雇用等して過疎地域等を支援する取組に係る特別交付税措置(上限額 560万円/人、措置率 1/2、財

<p>(過疎地域持続的発展方針)</p> <p><u>第七条</u> 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展方針(以下この章において単に「<u>持続的発展方針</u>」という。)を定めることができる。</p> <p>2 <u>持続的発展方針</u>は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項</p> <p>二 <u>過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの</u></p> <p>イ <u>過疎地域における移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項</u></p> <p>ロ <u>過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項</u></p> <p>ハ <u>過疎地域における情報化に関する事項</u></p> <p>ニ <u>過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項</u></p> <p>ホ <u>過疎地域における生活環境の整備に関する事項</u></p> <p>ヘ <u>過疎地域における子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項</u></p> <p>ト <u>過疎地域における医療の確保に関する事項</u></p> <p>チ <u>過疎地域における教育の振興に関する事項</u></p> <p>リ <u>過疎地域における集落の整備に関する事項</u></p>	<p>(過疎地域自立促進方針)</p> <p><u>第五条</u> 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針(以下「<u>自立促進方針</u>」という。)を定めることができる。</p> <p>2 <u>自立促進方針</u>は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 過疎地域の<u>自立促進</u>に関する基本的な事項</p> <p>(新設)</p> <p>二 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p>三 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する<u>交通通信体系の整備、過疎地域における情報化並びに地域間交流の促進に関する事項</u></p> <p>四 過疎地域における生活環境の整備に関する事項</p> <p>五 過疎地域における高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項</p> <p>六 過疎地域における医療の確保に関する事項</p> <p>七 過疎地域における教育の振興に関する事項</p>	<p>政力補正あり)が設けられた。</p> <p>・新法の目的(第1条)を踏まえて、方針の目的・名称が変更された。</p> <p>・令和3年4月1日付で、方針策定の際の留意事項が通知されている。</p> <p>・過疎対策の目標(第4条)を踏まえて施策に関する記載事項が修正された。</p>
--	--	--

<p>又 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項</p> <p>ル 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項</p> <p>3 都道府県は、<u>持続的発展方針</u>を作成するに当たっては、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。</p> <p>4 都道府県は、<u>持続的発展方針</u>を定めようとするときは、あらかじめ、<u>主務大臣</u>に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、<u>主務大臣</u>は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。</p> <p>5 <u>都道府県は、持続的発展方針を定めたときは、これを公表するものとする。</u></p> <p>6 過疎地域の市町村は、<u>持続的発展方針</u>が定められていない場合には、都道府県に対し、<u>持続的発展方針</u>を定めるよう要請することができる。</p> <p>7 前項の規定による要請があったときは、都道府県は、速やかに、<u>持続的発展方針</u>を定めるものとする。</p>	<p>ハ 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項</p> <p>九 過疎地域における集落の整備に関する事項（新設）</p> <p>3 都道府県は、<u>自立促進方針</u>を作成するに当たっては、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。</p> <p>4 都道府県は、<u>自立促進方針</u>を定めようとするときは、あらかじめ、<u>総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣</u>に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、<u>総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣</u>は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>5 過疎地域の市町村は、<u>自立促進方針</u>が定められていない場合には、都道府県に対し、<u>自立促進方針</u>を定めるよう要請することができる。</p> <p>6 前項の規定による要請があったときは、都道府県は、速やかに、<u>自立促進方針</u>を定めるものとする。</p>	<p>・過疎対策の実施体制の強化のため、これまでの総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に加えて、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣が主務大臣に追加された（第45条第2項）。</p> <p>・令和3年4月1日付で主務大臣の同意の基準が通知されている。</p> <p>・方針の実効性を向上させる観点から、公表義務が課された。</p>
<p>（過疎地域持続的発展市町村計画）</p> <p>第八条 過疎地域の市町村は、<u>持続的発展方針</u>に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域<u>持続的発展市町村計画</u>（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p>	<p>（過疎地域自立促進市町村計画）</p> <p>第六条 過疎地域の市町村は、<u>自立促進方針</u>に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域<u>自立促進市町村計画</u>（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p>	<p>・新法の採決とあわせて行われた衆議院総務委員会及び参議院総務委員会の決議において、</p> <p>○「過疎地域の市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進するよう」</p> <p>○「過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が</p>

<p>一 地域の持続的発展の基本的方針に関する事項</p> <p>二 地域の持続的発展に関する目標</p> <p>三 計画期間</p> <p>四 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項</p> <p>ロ 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項</p> <p>ハ 地域における情報化に関する事項</p> <p>ニ 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項</p> <p>ホ 生活環境の整備に関する事項</p> <p>ヘ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項</p> <p>ト 医療の確保に関する事項</p> <p>チ 教育の振興に関する事項</p> <p>リ 集落の整備に関する事項</p> <p>ヌ 地域文化の振興等に関する事項</p> <p>ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項</p> <p>五 市町村計画の達成状況の評価に関する事項</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項</p> <p>3 市町村計画には、前項第四号ロに掲げる事項に關し、過疎地域の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信産業の振興、観光の振興その他の産業の振興の促進に関する事項(以下こ</p>	<p>一 地域の自立促進の基本的方針に関する事項 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項 (新設)</p> <p>三 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項</p> <p>四 生活環境の整備に関する事項</p> <p>五 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項</p> <p>六 医療の確保に関する事項</p> <p>七 教育の振興に関する事項</p> <p>八 地域文化の振興等に関する事項</p> <p>九 集落の整備に関する事項 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項 (新設)</p>	<p>十分に反映されるよう」とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新法の目的(第1条)を踏まえて、市町村計画の名称が変更された。 ・令和3年4月1日付で市町村計画策定の留意事項及び作成例が通知されている。 ・市町村計画の実効性を向上させる観点から、記載事項に目標、計画期間、達成状況の評価手続きが追加されるとともに、公表義務が課された。 ・過疎対策の目標(第4条)を踏まえて施策に関する記載事項が修正された。 <p>・産業の振興については、官民が一体となった施策の推進、人材育成等の他の施策との協調、過疎法に基づく地方債、税制等の特例措置の相乗効果を高めること等が必要であることから、特に産業振興促進事項を計画</p>
---	---	--

<p>の条及び第二十七条において「産業振興促進事項」という。)を記載することができる。</p> <p>4 <u>産業振興促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p>一 <u>産業の振興を促進する区域(以下「産業振興促進区域」という。)</u></p> <p>二 <u>産業振興促進区域において振興すべき業種</u></p> <p>三 <u>前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容に関する事項</u></p> <p>5 <u>市町村計画に第二項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、他の市町村との連携に関する事項について記載するよう努めるものとする。</u></p> <p>6 <u>市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画及び当該市町村計画を定めようとする市町村の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するよう定めなければならない。</u></p> <p>7 <u>過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第四号に掲げる事項(産業振興促進事項を含む。)については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。</u></p> <p>8 <u>過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。</u></p> <p>9 <u>主務大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合に</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 <u>市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない。</u></p> <p>4 <u>過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第二号から第九号までの事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。</u></p> <p>5 <u>過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣にこれを提出しなければならない。</u></p> <p>6 <u>総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通</u></p>	<p>に記載することができることとされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業振興促進事項を記載することにより、減価償却の特例(第23条)、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(第24条)の適用が可能となる。 過疎市町村の人的資源等の制約や広域連携が一定の効果を上げており、市町村間の連携が重要であることから、市町村計画の記載事項(努力義務)に追加された。 将来の人口減少等を見据え、過疎市町村で予定されるハード整備について、「公共施設等総合管理計画」との適合性を特に確保することが必要であることから、新たに適合義務が課された。 過疎対策の実施体制の強化のため、これまでの総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に加えて、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣が主務大臣に追加された(第45条第2項)。
--	---	---

<p>において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を<u>主務大臣</u>に申し出ることができる。</p> <p>10 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。</p>	<p>知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を<u>総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣</u>に申し出ることができる。</p> <p>7 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。</p>	
<p>(過疎地域持続的発展都道府県計画)</p> <p><u>第九条</u> 都道府県は、<u>持続的発展方針</u>に基づき、<u>過疎地域の持続的発展</u>を図るため、<u>過疎地域持続的発展都道府県計画</u>(以下<u>単に「都道府県計画」という。</u>)を定めることができる。</p> <p>2 都道府県計画は、都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とし、<u>おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p>一 <u>過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項</u></p> <p>二 <u>過疎地域の持続的発展に関する目標</u></p> <p>三 <u>計画期間</u></p> <p>四 <u>前条第二項第四号に掲げる事項に関する事項</u></p> <p>五 <u>都道府県計画の達成状況の評価に関する事項</u></p> <p>六 <u>前各号に掲げるもののほか、過疎地域の持続的発展に関し都道府県が必要と認める事項</u></p> <p>3 <u>都道府県計画に前項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助について記載するよう努めるものとする。</u></p> <p>4 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、これを</p>	<p>(過疎地域自立促進都道府県計画)</p> <p><u>第七条</u> 都道府県は、<u>自立促進方針</u>に基づき、<u>過疎地域の自立促進</u>を図るため、<u>過疎地域自立促進都道府県計画</u>(以下「<u>都道府県計画</u>」という。)を定めることができる。</p> <p>2 都道府県計画は、<u>おおむね前条第二項各号に掲げる事項について当該都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とする。</u></p> <p>3 <u>都道府県は、都道府県計画を作成するに当たっては、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域の見地に配慮するものとする。</u></p> <p>4 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、これを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新法の目的(第1条)を踏まえて、都道府県計画の目的・名称が変更された。 ・令和3年4月1日付で都道府県計画策定の留意事項及び作成例が通知されている。 ・都道府県計画の実効性を向上させる観点から、記載事項に目標、計画期間、達成状況の評価手続きが追加されるとともに、公表義務が課された。 ・過疎対策の目標(第4条)を踏まえて施策に関する記載事項が修正された。 ・都道府県の責務(第6条)の規定を踏まえ、①広域にわたる施策の実施、②市町村相互間の連絡調整、③人的及び技術的援助その他必要な援助に関する事項が記載事項(努力義務)に追加された。 ・過疎対策の実施体制の強化のため、これまでの総務大

<p>公表するとともに、<u>主務大臣</u>に提出するものとする。</p> <p>5 前条第九項の規定は都道府県計画の提出があった場合について、前項及び同条第九項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。</p>	<p><u>総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣</u>に提出するものとする。</p> <p>5 前条第六項の規定は都道府県計画の提出があった場合について、前項及び同条第六項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。</p>	<p>臣、農林水産大臣、国土交通大臣に加えて、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣が主務大臣に追加された(第45条第2項)。</p>
<p>(関係行政機関の長の協力)</p> <p>第十条 <u>主務大臣</u>は、市町村計画又は都道府県計画の実施に関し必要がある場合においては、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。</p>	<p>(関係行政機関の長の協力)</p> <p>第八条 <u>総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣</u>は、市町村計画又は都道府県計画の実施に関し必要がある場合においては、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。</p>	<p>・過疎対策の実施体制の強化のため、これまでの総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に加えて、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣が主務大臣に追加された(第45条第2項)。</p>
<p>(調査)</p> <p>第十一条 <u>主務大臣</u>は、過疎地域の持続的発展を図るために必要があると認める場合においては、関係地方公共団体について調査を行うことができる。</p>	<p>(調査)</p> <p>第九条 <u>総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣</u>は、過疎地域の自立促進を図るために必要があると認める場合においては、関係地方公共団体について調査を行うことができる。</p>	<p>・過疎対策の実施体制の強化のため、これまでの総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に加えて、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣が主務大臣に追加された(第45条第2項)。</p>
<p>(過疎地域の持続的発展のための地方債)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>一～十六 (略)</p> <p>十七 診療施設(巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。)</p> <p>十八～二十三 (略)</p> <p>二十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る</u></p>	<p>(過疎地域自立促進のための地方債)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一～十六 (略)</p> <p>十七 診療施設(巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。)</p> <p>十八～二十三 (略)</p> <p>二十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る</u></p>	<p>・第1項第17号の診療施設について市町村が必要とする経費に、令和3年度地方債同意等基準運用要綱第一二 1-(7)シ(ケ)において、「国、独立行政法人、都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合、地方独立行政法人又は公共的団体等以外の者が開設するべき地医療拠点病院又はへき地診療所(へき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日厚生労働省医政局長通知)に基づくもの)に対し、市町村が補助する場合の経費」が位置づけられた。</p> <p>・第1項第24号の政令で定める施設について、政令第7条第6項第8号において、「簡易水道施設であった水道</p>

ため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの(当該事業の実施のために地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域持続的発展特別事業」という。)の実施につき当該市町村が必要とする経費(出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。)については、地方財政法第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

3 (略)

ため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの(当該事業の実施のために地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域自立促進特別事業」という。)の実施につき当該市町村が必要とする経費(出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。)については、地方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

3 (略)

施設(平成十九年四月一日以後の当該水道施設に係る簡易水道事業の廃止又は変更により簡易水道施設でなくなったものに限る。)」が追加された。

・第2項(ソフト分)の総務省令で定めるところにより算定した額については、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十四条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令」において算定方法が規定され、過疎団体の要件である財政力指数の基準値の変更(0.56→0.51)が反映されるとともに、合併算定替の適用が終了した「一部過疎」市町村の算定方法が改められた。また、旧法の過疎団体については、算定方法の変更に伴う発行限度額の減少による影響を緩和するため、新たな算定方法に基づく各年度の発行限度額が令和2年度の発行限度額を下回る場合には、その差額に以下の率を乗じて得た額を当該年度の発行限度額に加算することとされた。これらについて、令和3年4月1日付で事務連絡が発出されている。

R3	R4	R5	R6	R7	R8
1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1

(基幹道路の整備)

第十六条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道(過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。)で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの(以下この条において「基幹道路」という。)の新設及び改築については、他の

(基幹道路の整備)

第十四条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道(過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。)で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの(以下「基幹道路」という。)の新設及び改築については、他の法令の規定に

<p>法令の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業(以下この条において「基幹道路整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。</p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、基幹道路整備事業を行う都道府県は、当該基幹道路整備事業に係る基幹道路の存する市町村に対し、当該基幹道路整備事業に要する経費の全部又は一部を負担させることができる。</u></p> <p>5 <u>前項の経費について市町村が負担すべき額は、当該市町村の意見を聴いた上、同項の都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。</u></p> <p>6～8 (略)</p>	<p>かかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業(以下「基幹道路整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4～6 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路代行整備事業について、公共下水道代行整備事業の規定を踏まえ、都道府県が市町村からの負担金を徴収することができることが明確化された。 ・これは、単に都道府県の財政負担を軽減することを目的とするものではなく、道路代行整備事業の積極的な活用を促すことを目的として改正されたものである(関連:第6条、第9条第3項)。 ・市町村が負担すべき額については、当該市町村の意見を聴いた上で、都道府県議会の議決を経て定める必要がある。
<p>(高齢者の福祉の増進)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>国及び地方公共団体は、過疎地域における介護サービスの確保及び充実を図るため、老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業に係る介護サービスの提供、介護サービスに従事者の確保、介護施設の整備、提供される介護サービスの内容の充実等について適切な配慮をするものとする。</u></p>	<p>(高齢者の福祉の増進)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域において介護サービス確保等が重要であることから、在宅介護の提供、介護従事者の確保、介護施設の整備、提供される介護サービスの内容の充実等に関する配慮規定が追加された(関連:第4条第5号)。
<p>(医療の確保)</p>	<p>(医療の確保)</p>	

<p><u>第二十条</u> 都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6（略）</p> <p>7 都道府県は、<u>医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画を作成するに当たっては、過疎地域における医療の特殊事情に鑑み、過疎地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。</u></p> <p>8 前各項に定めるもののほか、<u>国及び地方公共団体は、過疎地域において、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。</u></p>	<p><u>第十六条</u> 都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p><u>第十七条</u>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>・過疎地域において医療の確保が重要であることから、無医地区以外の地区を含めた過疎地域全体について、医師等の確保、病床の確保、巡回診療、医療機関のネットワークの整備等に関する配慮規定が追加された(関連:第4条第5号)。</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(中小企業に対する資金の確保)</u></p> <p><u>第二十七条</u> 国は、過疎地域において事業を行う中小企業者が経済産業省令で定めるところにより作成した<u>経営改善のための計画であって経済産業省令で定める基準に適合する旨の都道府県の認定を受けたものに基づく事業の実施に関し、当該事業者が必要とする資金の確保に努めなければならない。</u></p> <p>2 国及び都道府県は、前項に定めるもののほか、<u>過疎地域において中小企業者が行う事業であって第一条の目的の達成に資すると認められるものの実施に関し、当該事業者が必要とする資金の確保に努めな</u></p>	<p>・旧法第 27 条第 1 項に基づく中小企業金融公庫による「地域産業振興資金制度」については平成 17 年度に全国を対象とする「中小企業事業展開支援資金」に統合され、第 2 項に基づく「中小企業体質強化資金助成制度」については平成 14 年度末に廃止されたことを踏まえ、削除された。</p>

	ければならない。	
(削る)	<p>(事業用資産の買換えの場合の課税の特例)</p> <p><u>第二十九条 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用資産の買換えの場合の課税の特例は、実績が乏しく過疎対策としての効果が不明確であることから廃止することとされた。
<p>(減価償却の特例)</p> <p><u>第二十三条 市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。次条において同じ。)</u>又は旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)<u>の用に供する設備の取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。))のための工事による取得又は建設を含む。次条において同じ。)</u>をした者がある場合には、当該設備を構成する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p>	<p>(減価償却の特例)</p> <p><u>第三十条 過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業(過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。)</u>又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)<u>の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。以下同じ。)</u>並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域における事業用設備等に係る減価償却の特例について、 <ol style="list-style-type: none"> ①対象業種に「情報サービス業等」を追加、 ②新增設以外の改築、修繕等を追加、 ③取得価額要件を現行の 2,000 万円から資本金の規模に応じて最大 500 万まで引下げ(租税特別措置法施行令第6条の3第 14 項、第 28 条の9第 15 項及び第 39 条の 56 第5項)、 ④5年間適用可能な「割増償却」制度への移行(租税特別措置法第 12 条第3項、第 45 条第2項及び第 68 条の 27 第2項) 等の制度拡充が行われた。 ・拡充後の特例は、市町村過疎計画の「産業振興促進事項」(第8条第3項・第4項)において記載された区域及び業種について、適用することとされた。 ・令和3年4月1日付で減価償却の特例の留意事項について通知されている。
<p>(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)</p> <p><u>第二十四条 地方税法(昭和三十五年法律第二百二</u></p>	<p>(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)</p> <p><u>第三十一条 地方税法(昭和三十五年法律第二百二</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域における地方税の課税免除又は不均一課税

十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備の取得等をした者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度(個人が行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度)におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは過疎地域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度(個人が行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度)におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

に伴う措置については、事業用設備等に係る減価償却の特例の拡充を踏まえて、

- ①対象業種に「情報サービス業等」を追加、
- ②新增設以外の改築、修繕等を追加、
- ③取得価額要件を現行の 2,700 万円から資本金の規模に応じて最大 500 万まで引下げ(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第1号イ)、等の制度拡充が行われた。

・拡充後の特例は、市町村過疎計画の「産業振興促進事項」(第8条第3項・第4項)において記載された区域及び業種(個人事業税関係の畜産業又は水産業については区域のみの記載で可)について、適用することとされた。

・令和3年4月1日付で地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の留意事項について通知されている。

<p>(移住及び定住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保)</p> <p>第二十五条 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、過疎地域の持続的発展が図られるよう、多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進、地域社会の担い手となる人材の育成並びに年齢、性別等にかかわらず、多様な住民、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)、事業者その他の関係者間における緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとする。</p>	<p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域においては、外部からの人材を確保するとともに、過疎地域における人材を育成することが重要であることから、移住・定住、人材育成等の取組に関する配慮規定が新設された(関連:第4条第1号)。 ・本条には、過疎地域と継続的に関係を有するいわゆる「関係人口」の確保も含まれている。 ・なお、令和3年度において、「地域おこし協力隊」の取組の強化(地域おこし協力隊インターン、任期後の定住支援の創設等の支援充実)、「地域プロジェクトマネージャー」の創設、「過疎地域持続的発展支援交付金」の拡充(人材育成の取組への支援充実)が行われた。
<p>(農林水産業その他の産業の振興)</p> <p>第二十六条 国及び地方公共団体は、過疎地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、過疎地域の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。</p>	<p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域においては、地域資源を生かしつつ、安定的な雇用機会を拡充することが重要であることから、農林水産業その他の産業振興に関する配慮規定が追加された(関連:第4条第2号)。 ・なお、令和3年度から、事業用設備等に係る減価償却の特例(第23条)及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(第24条)の拡充のほか、社会的課題解決に取り組む事業者を支援する「ソーシャル・ビジネス支援資金」(日本政策金融公庫)について、過疎地域で事業を営む事業者に対する利率が引下げられた。
<p>(中小企業者に対する情報の提供等)</p> <p>第二十七条 国及び地方公共団体は、市町村計画に記載された産業振興促進区域において、中小企業者</p>	<p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村計画に記載する産業振興促進事項(第8条第3項及び第4項)は、すべての事業者を対象とするもので

<p><u>(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。)</u>が当該市町村計画の産業振興促進事項に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。</p>		<p>あるが、過疎地域において地域経済を支えているのは中小企業者が多いことから、市町村計画に産業振興促進事項が記載された場合は、中小企業者の事業活動を特に支援するため、中小企業者に対する配慮規定が追加された(関連:第4条第2号)。</p>
<p><u>(観光の振興及び交流の促進)</u> 第二十八条 国及び地方公共団体は、過疎地域には豊かな自然環境、過疎地域において伝承されてきた文化的所産等の観光資源が存すること等の特性があることに鑑み、過疎地域に対する国民の理解と関心を深めるとともに、過疎地域の持続的発展に資するため、過疎地域における観光の振興並びに過疎地域内の交流並びに過疎地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。</p>	<p>(新設)</p>	<p>・過疎地域においては、豊かな自然環境、文化的所産等の観光資源の特性があり、この特性は過疎地域に対する国民の理解と関心を深めることや過疎地域の持続的発展に重要であることから、観光の振興及び交流の促進に関する配慮規定が追加された(関連:第4条第2号)。</p>
<p><u>(就業の促進)</u> 第二十九条 国及び地方公共団体は、過疎地域の住民及び過疎地域へ移住しようとする者の過疎地域における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。</p>	<p>(新設)</p>	<p>・過疎地域においては、人材を確保していくため、若者に魅力がある雇用機会があることと、就業に向けた学びの場が確保されていることが重要であることから、就業の促進に関する配慮規定が追加された(関連:第4条第2号)。</p>
<p><u>(情報の流通の円滑化等)</u> 第三十条 国及び地方公共団体は、過疎地域における情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物流の確保、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化、</p>	<p><u>(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)</u> 第二十一条 国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域間交流の促進等を図るため、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。</p>	<p>・過疎地域においては、人口減少に鑑み、積極的に情報通信技術を活用していく必要があるほか、その条件として、過疎地域以外の地域との情報通信基盤の格差を生じさせないこと、地域住民が情報通信技術を活用できる環境を整えることが重要であることから、</p>

<p>高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及び地域住民が情報通信技術を活用する能力を習得するための<u>機会の提供</u>について適切な配慮をするものとする。</p>		<p>①配慮の目的に、情報通信技術の利用機会の他の地域との格差是正、地域公共交通の活性化等、物流の確保、医療及び教育の充実</p> <p>②配慮すべき措置に、地域住民が情報通信技術を活用する能力を習得するための<u>機会の提供</u>がそれぞれ追加された(関連:第4条第3号)。</p> <p>・なお、令和3年度において、5G 基地局導入等を促進するための「携帯電話等エリア整備事業」の拡充(補助対象となるエリアの要件(世帯数要件)の緩和等)、光ファイバ等の整備を促進するための「高度無線環境整備推進事業」の拡充(離島地域の光ファイバ等の維持管理に関する支援追加)、「過疎地域持続的発展支援交付金」の拡充(ICT等技術活用取組への支援充実)が行われた。</p>
<p>(<u>地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保</u>)</p> <p>第三十一条 国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の<u>自立した日常生活及び社会生活の確保並びに利便性の向上、過疎地域内の交流及び過疎地域とその他の地域との交流の促進等</u>を図るため、<u>地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保</u>について適切な配慮をするものとする。</p>	<p>(<u>交通の確保</u>)</p> <p>第二十条 国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の<u>生活の利便性の向上等</u>を図るため、<u>地域住民の生活に必要な旅客輸送の安定的な確保</u>について適切な配慮をするものとする。</p>	<p>・過疎地域においては、住民の移動手段の確保が重要であることから、<u>地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保</u>に配慮することとされた(関連:第4条第4号)。</p> <p>・なお、令和3年度において、バス交通、デマンド交通を確保するための「<u>地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金</u>」の拡充(廃止を検討する乗合バス事業者の申し出等を受け代替となるサービスへの転換を図る事業への支援追加)が行われた。</p>
<p>(<u>生活環境の整備</u>)</p> <p>第三十二条 国及び地方公共団体は、過疎地域における<u>定住の促進</u>に資するため、<u>住宅及び水の確保、污水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境の確保</u></p>	<p>(<u>新設</u>)</p>	<p>・過疎地域においては、<u>定住を促進</u>するため、<u>生活環境を整備</u>することが重要であることから、<u>住宅・水の確保、污水・廃棄物処理等の生活環境の整備</u>に関する配慮</p>

<p><u>保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとする。</u></p>		<p>規定が追加された(関連:第4条第5号)。</p>
<p>(保育サービス等を受けるための住民負担の軽減) <u>第三十三条 国及び地方公共団体は、過疎地域における保育サービス、介護サービス及び保健医療サービスを受けるための条件の他の地域との格差の是正を図るため、過疎地域の住民がこれらのサービスを受けるための住民負担の軽減について適切な配慮をするものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>・過疎地域は、保育や介護サービスに係る費用が割高になるおそれがあり、他の地域との条件の格差を是正することが重要であることから、保育・介護等の住民負担の軽減に関する配慮規定が追加された(関連:第4条第5号)。</p>
<p>(教育の充実) <u>第三十四条 国又は地方公共団体は、過疎地域における教育の特殊事情に鑑み、公立学校の教職員(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)第二条第一項に規定する教職員をいう。)の定数の算定又は配置について適切な配慮をするものとする。</u> <u>2 国及び地方公共団体は、過疎地域に居住する子どもの就学に係る負担の軽減に資するよう、通学に対する支援について適切な配慮をするものとする。</u> <u>3 国及び地方公共団体は、子どもの心身の健やかな成長に資するため、過疎地域の区域外に居住する子どもが豊かな自然環境、伝統文化等を有する過疎地域の特性を生かした教育を受けられるよう適切な配慮をするものとする。</u> <u>4 国及び地方公共団体は、過疎地域に居住する子ども</u></p>	<p>(教育の充実) <u>第二十二条</u></p>	<p>・過疎地域においては、教育を通じた人材育成が重要であることから、これまでの配慮規定に加え、公立学校の教職員の定数の算定又は配置、通学支援、農山漁村留学等の域外の子どもに対する過疎地域の特性を生かした教育の提供、情報通信技術の活用に関する配慮規定が追加された(関連:第4条第5号)。 ・なお、令和3年度において、高等学校の教職員定数の算定における小規模校への加配措置の充実が行われた。</p>

<p><u>も等が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習の振興について適切な配慮をするものとする。</u></p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実に適切な配慮をするものとする。</u></p>	<p>国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情にかんがみ、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実に適切な配慮をするものとする。</p>	
<p>(地域文化の振興等)</p> <p><u>第三十五条 国及び地方公共団体は、過疎地域において伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。</u></p>	<p>(地域文化の振興等)</p> <p><u>第二十三条 国及び地方公共団体は、過疎地域において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。</u></p>	<p>・地域文化の担い手の育成に関する配慮が追加された(関連:第4条第7号)。</p>
<p>(再生可能エネルギーの利用の推進)</p> <p><u>第三十六条 国及び地方公共団体は、過疎地域において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することがその経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であること並びに土地、水、バイオマスその他の地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの利用が地域経済の発展に寄与することに鑑み、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>・過疎地域の持続的発展のためには、エネルギーの安定供給の確保、環境負荷の軽減、地域内の経済循環が重要であることから、再生可能エネルギーの利用に関する配慮規定が追加された(関連:第4条第7号)。</p>

<p>(自然環境の保全及び再生)</p> <p><u>第三十七条 国及び地方公共団体は、過疎地域における自然環境の保全及び再生に資するための措置について適切な配慮をするものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>・過疎地域の持続的発展のためには、過疎地域の豊かな自然環境を保全することが重要であることから、自然環境の保全・再生に関する配慮規定が追加された。</p>
<p>(農地法等による処分)</p> <p><u>第三十八条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、過疎地域内の土地を市町村計画に定める用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の持続的発展に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。</u></p>	<p>(農地法等による処分についての配慮)</p> <p><u>第二十四条 国の行政機関の長又は都道府県は、過疎地域内の土地を市町村計画に定める用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の自立促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。</u></p>	<p>・市町村計画に定められた公共施設の整備等に伴い必要となる農地転用等の許可については、旧法においても配慮規定が設けられていたが、「処分が迅速に行われるよう」配慮することが明確化された。</p>
<p>(規制の見直し)</p> <p><u>第四十条 国は、国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じて過疎地域の市町村から提案があったときは、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域の自然的経済的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をするものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>・近年、地方分権改革・提案募集制度や規制改革ホットラインの活用によって、交通の分野における自家用有償旅客運送制度(平成18年創設)や貨客混載制度(平成29年創設)、消防・救急の分野における准救急隊員制度(平成29年創設)など、過疎地域等の条件不利地域の実情を踏まえた規制の見直しが行われている。</p> <p>・過疎地域は、様々なサービス等の取扱量が小さく民間企業によるサービスが提供されにくい、専門的な人材が確保しづらいといった課題がある一方、都市部と比較して公共部門と民間部門の垣根が低い、コミュニティのつながりが強く地域がまとまりやすいといった長を有しており、地域の実情に応じた規制の見直しにより、過疎地域の持続的発展につながる可能性があることから、過疎地域の市町村から提案があった場合の規制の見直しに関する配慮規定が追加された。</p>

<p>(旧過疎自立促進地域の市町村に係る特例)</p> <p><u>第四十一条 令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号。第三項及び附則において「旧過疎自立促進法」という。)の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村(以下この章及び附則において「旧過疎自立促進地域の市町村」という。)であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五以下であるもの(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)の区域は、第二条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である市町村の区域に限る。</u></p> <p>一 <u>国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値(以下この項において「五十五年間人口減少率」という。)が〇・四以上であること。</u></p> <p>二 <u>五十五年間人口減少率が〇・三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が</u></p>	<p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域の要件の指標のうち、人口減少率(長期)の基準年については、これまでの昭和 35 年から昭和 50 年に見直された(第2条第1項)。 ・ただし、基準年の見直しは、昭和 45 年の過疎法制定以来、初めての見直しであることから、十分な激変緩和措置を講じることとされた。具体的には、旧法に基づく過疎地域に限り、昭和 35 年を基準年とする人口減少率を併用することとされた。なお、この激変緩和措置は、新法施行時の過疎地域の公示のみに適用し、令和2年又は令和7年国勢調査の結果が公表された場合の過疎地域の追加の際は適用しないこととされた(第 43 条)。 ・第1項は旧法でいわゆる「全部過疎」又は「みなし過疎」であった市町村が新法で「全部過疎」となる場合の要件である。第2条第1項と同様の考え方となっているが、人口減少率(中期)の要件(第2条第1項第1号二)に相当する要件については第2条と重複するため設けられていない。また、財政力が低い市町村に対する人口減少率(長期)の基準値を緩和する要件(第2条第1項第2号)については、新法で新たに設けられる要件であることから、これに相当する要件は本項の激変緩和措置では設けられていない。
--	-------------	---

〇・三五以上であること。

三 五十五年間人口減少率が〇・三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。

2 旧過疎自立促進地域の市町村のうち特定期間合併市町村であって、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四以下であるもの(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)については、特定期間合併関係市町村の区域であって、第三条第一項又は第二項の規定の適用を受ける区域以外の区域のうち、次の各号のいずれかに該当する区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。

一 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和三十五年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値(以下この項において「特定期間合併関係市町村五十五年間人口減少率」という。)が

・第2項は旧法でいわゆる「全部過疎」又は「みなし過疎」であった市町村が新法で「一部過疎」となる場合の要件である。基本的には、第3条と同様の考え方となっているが、人口減少率(中期)の要件(第3条第1項第4号)に相当する要件については第3条と重複するため設けられていない。また、財政力が低い市町村に対する人口減少率(長期)の基準値を緩和する要件(第3条第2項)については、新法で新たに設けられる要件であることから、これに相当する要件は本項の激変緩和措置では設けられていない。

<p>○・四以上であること。</p> <p>二 特定期間合併関係市町村五十五年間人口減少率が○・三以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が○・三五以上であること。</p> <p>三 特定期間合併関係市町村五十五年間人口減少率が○・三以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が○・一一以下であること。</p> <p>3 前項の規定は、令和三年三月三十一日において旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定の適用を受けていた市町村のうち特定期間合併市町村であって、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が○・六四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）に係る同項の規定に基づく過疎地域であった区域について準用する。</p> <p>4 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>		<p>・第3項は旧法でいわゆる「一部過疎」であった市町村が新法で「一部過疎」となる場合の要件である。第2項の規定を準用することとされている。</p>
<p>第四十二条 旧過疎自立促進地域の市町村のうち平成十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に、市町村の合併により設置され、又は他の市町</p>	<p>(新設)</p>	<p>・本条は旧法に基づくいわゆる「全部過疎」又は「みなし過疎」の市町村について、一定の要件を満たす場合、市町村全体を過疎地域とする「みなし過疎」の要件を定</p>

村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村については、第二条第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該市町村の区域で主務省令で定める基準に該当するものを過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。

めるものである。

- ・旧法の「みなし過疎」の特例は、平成の合併前に過疎地域であった旧市町村の区域の人口が市町村全体の3分の1以上等の要件を満たす場合、市町村全体を過疎地域とする特例であった(旧法第33条第1項、旧施行規則第2条)。
- ・新法では、人口減少が著しい区域をきめ細かく支援するために「一部過疎」の要件が設けられた(第3条)ことから、「みなし過疎」を設けないことが基本とされた。
- ・ただし、旧法に基づく「全部過疎」及び「みなし過疎」の市町村については、平成の合併後、十数年間、市町村全体で過疎対策事業に取り組んできていることから、この経緯が重視され、これらの市町村に限り、新法の「一部過疎」(第3条)の要件を満たす区域の人口が市町村全体の3分の1以上等の要件を満たす場合、市町村全体を過疎地域とすることとされた。
- ・具体的な要件は以下のとおりである(規則第2条)
 - 財政力指数(H29～R 元)が 0.51 以下であること(規則第2条第1号)
 - 平成 27 年の国勢調査の人口が昭和 35 年、昭和 50 年、平成2年の人口のいずれよりも減少していること(規則第2条第2号)
 - 新法の一部過疎(第3条及び第 41 条第2項)の要件を満たす区域の人口が市町村全体の3分の1以上又は新法の一部過疎の要件を満たす区域の面積が市町村全体の面積の2分の1以上であること(規則第2条第3号)
- ・なお、新たな「みなし過疎」を設けないという考えから、令和2年又は令和7年国勢調査の結果により過疎地域

		<p>を追加する場合(第43条)や、新法施行後に合併をした市町村(第44条)については、本条の規定は適用されない。</p>
<p>(過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用)</p> <p><u>第四十三条 この法律の規定(前条の規定を除く。)は、令和二年の国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。</u></p> <p>(表略)</p> <p>2 <u>この法律の規定(前条の規定を除く。)は、前項の国勢調査の次に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。</u></p> <p>(表略)</p>	<p>(過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用)</p> <p><u>第三十二条 この法律の規定は、平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、第二条第一項第一号中「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内」と、「平成七年の人口から」とあるのは「第三十二条に規定する国勢調査が行われた年(以下「基準年」という。)の人口から」と、「昭和四十五年」とあるのは「基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「〇・一」とあるのは「〇・一を二十五で除して得た数値に基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「昭和三十五年」とあるのは「基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「平成七年の人口を」とあるのは「基準年の人口を」と、「〇・三」とあるのは「〇・三を三十五で除して得た数値に基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「〇・二五」とあるのは「〇・二五を三十五で除して得た数値に基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢</u></p>	<p>・本条は、令和2年、令和7年国勢調査の結果が公表された場合、最新の指標に基づいて改めて算定された過疎地域の要件を満たす地域を過疎地域として追加するための規定である。</p> <p>・平成12年制定の旧法では、平成12年の国勢調査の結果の反映規定のみが設けられ、平成17年、平成22年、平成27年の国勢調査の結果についてはそれぞれ法改正によって反映規定が追加されたが、新法では、法制定後に公表される国勢調査の結果によって著しい人口減少や財政力の低下が確認された市町村に対しては、速やかに新法の支援の対象とすることが適当との考え方により、令和2年、令和7年国勢調査の結果の反映規定が設けられた。</p> <p>・本条の規定(第1項:令和2年国勢調査、第2項:令和7年国勢調査)により、「全部過疎」(第2条)及び「一部過疎」(第3条)の要件を読み替えた上で、読み替え後の要件を満たす場合に過疎地域とすることとされた。(本資料に本条の規定による読替表を添付している)</p> <p>・その際、人口減少率(長期・中期)については、人口減少率を判定する期間を同じ期間とされている。具体的には、人口減少率(長期)については、昭和50年から平成27年までの40年間と同期間となるよう、昭和55年から令和2年までの40年間、昭和60年から令和7年までの</p>

	<p><u>調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「平成七年の人口のうち」とあるのは「基準年の人口のうち」と、「同年の人口で除して得た数値が〇・二四」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が〇・二四」と、「同年の人口で除して得た数値が〇・一五」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が〇・一五」と、「〇・一九」とあるのは「〇・一九を二十五で除して得た数値に基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」とそれぞれ読み替えて、<u>過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。</u></u></p>	<p>40年間でそれぞれ判定することとされている。また、人口減少率(中期)については、平成2年から平成27年までの25年間と同期間となるよう、平成7年から令和2年までの25年間、平成12年から令和7年までの25年間でそれぞれ判定することとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、過疎地域の要件には、「全部過疎」(第2条)、「一部過疎」(第3条)以外に、「全部過疎(昭和35年基準)」(第41条第1項)、「一部過疎(昭和35年基準)」(第41条第2項及び第3項)、「みなし過疎」(第42条)があるが、「全部過疎(昭和35年基準)」、「一部過疎(昭和35年基準)」、「みなし過疎」については、法制定時に限った要件とされており、本条は適用されない。 ・新法制定時に過疎地域として公示された地域については、令和2年、令和7年国勢調査に基づく要件を満たさない場合であっても、新法の期間中は、いわゆる卒業団体となることはない。 ・また、新法制定時に、いわゆる卒業団体になった団体に対しても本条は適用される。
<p>(市町村の廃置分合等があった場合の特例) 第四十四条</p> <p><u>令和三年四月一日から前条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による公示の日の前日までの間に行われた廃置分合又は境界変更により新</u></p>	<p>(市町村の廃置分合等があった場合の特例) 第三十三条 <u>過疎地域の市町村の廃置分合又は境界変更があった場合には、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域で総務省令・農林水産省令・国土交通省令で定める基準に該当するものは、過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。</u></p> <p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧法の「みなし過疎」の特例は、平成の合併前に過疎地域であった旧市町村の区域の人口が市町村全体の3分の1以上等の要件を満たす場合、市町村全体を過疎地域とする特例であったが、新法においては、人口減少が著しい区域をきめ細かく支援するために「一部過疎」の要件が設けられた(第3条)ことから、「みなし過疎」を設けないことが基本とされた。このため、新法の期間において新たに合併をした市町村に対する「みなし過疎」の特例の要件は廃止された(旧法第33条第1

<p><u>たに設置され、又は境界が変更された市町村については、同条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、当該市町村が特定期間合併市町村でないときは、同条第一項及び第二項の適用については、当該市町村を特定期間合併市町村とみなす。</u></p> <p>2 <u>第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による公示の日から前条第二項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による公示の日の前日までの間に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、前条第一項の規定により読み替えて適用する第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、当該市町村が特定期間合併市町村でないときは、同条第一項及び第二項の適用については、当該市町村を特定期間合併市町村とみなす。</u></p> <p>3 <u>第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による公示の日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、同項の規定により読み替えて適用する第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、当該市町村が特定期間合併市町村でないときは、同条第一項及び第二項の適用については、当該市町村を特定期間合併市町村とみなす。</u></p> <p>4 <u>合併市町村(令和三年四月一日以後に市町村の合</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 合併市町村(市町村の合併(二以上の市町村の区域</p>	<p>項、関連:第 42 条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1項は、新法制定以後、令和2年国勢調査の結果により定められた要件に基づく追加の過疎地域の公示の日の前日までの間に市町村合併をした場合は、平成 27 年国勢調査の結果により定められた要件(第2条及び第3条)に基づいて過疎地域の判定を行うことを定めたものである。 ・第2項は、令和2年国勢調査の結果により定められた要件に基づく追加の過疎地域の公示の日以後、令和7年国勢調査の結果により定められた要件に基づく追加の過疎地域の公示の日の前日までの間に市町村合併をした場合は、令和2年国勢調査の結果により定められた要件(第 43 条第1項)に基づいて過疎地域の判定を行うことを定めたものである。 ・第3項は、令和7年国勢調査の結果により定められた要件に基づく追加の過疎地域の公示の日以後に市町村合併をした場合は、令和7年国勢調査の結果により定められた要件(第 43 条第2項)に基づいて過疎地域の判定を行うことを定めたものである。 ・第4項は、旧法と同様、新法においても、過疎地域を合
--	--	---

<p>併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいい、過疎地域の市町村を除く。以下この項及び附則第八条において同じ。)のうち合併関係市町村(市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。同条において同じ。)に過疎地域の市町村(当該市町村の合併が行われた日の前日において第三条第一項若しくは第二項(これらの規定を前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十一条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))又はこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む。)が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域(第三条第一項又は第二項(これらの規定を前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定の適用を受ける区域を除く。)を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p> <p>5 <u>令和三年四月一日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、第四十一条及び第四十二条の規定は適用しない。</u></p>	<p><u>の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。)</u>により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいい、過疎地域の市町村を除く。以下同じ。)のうち合併関係市町村(市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下同じ。)に過疎地域の市町村(当該市町村の合併が行われた日の前日においてこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む。)が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>む合併があった場合、過疎対策事業が引き続き円滑に実施できるよう、合併により設置される新市町村が過疎地域の要件に該当しない場合であっても、新市町村の区域のうち、旧過疎地域の区域を過疎地域とするものである。</p> <p>・第5項は、新法制定後に市町村合併が行われた場合、新市町村の過疎地域の判定に当たって、「全部過疎(昭和35年基準)」「(第41条第1項)」、「一部過疎(昭和35年基準)」「(第41条第2項及び第3項)」、「みなし過疎」(第42条)の要件は適用しないことを確認的に定めたものである。</p>
<p>(主務大臣等)</p> <p>第四十五条 第二条第二項における主務大臣は、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。</p>	<p>(新設)</p>	<p>・過疎対策の実施体制の強化のため、都道府県方針(第7条)、市町村計画(第8条)、都道府県計画(第9条)、</p>

<p>2 <u>第七条第四項、第八条第八項(同条第十項において準用する場合を含む。)</u>及び<u>第九項(同条第十項及び第九条第五項において準用する場合を含む。)</u>、<u>第九条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)</u>、<u>第十条並びに第十一条における主務大臣は、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。</u></p> <p>3 <u>この法律における主務省令は、総務省令・農林水産省令・国土交通省令とする。</u></p>		<p>関係行政機関の長の協力(第 10 条)、調査(第 11 条)の主務大臣については、これまでの総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に加えて、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣が追加された。</p> <p>・過疎地域の公示については、旧法と同様、主務大臣は総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣とされている。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、<u>令和三年</u>四月一日から施行する。</p> <p>(この法律の失効)</p> <p>第三条 この法律は、<u>令和十三年</u>三月三十一日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、<u>平成十二年</u>四月一日から施行する。</p> <p>(この法律の失効)</p> <p>第三条 この法律は、<u>平成三十三年</u>三月三十一日限り、その効力を失う。</p>	<p>・旧法は、平成 12 年制定時は、10 年間の時限立法とされていたが、平成 22 年の期限切れの際は、地方分権改革の進展状況等を勘案して過疎対策について総合的かつ抜本的な検討を行うため6年間延長され、平成 24 年には、東日本大震災の影響を踏まえ、さらに5年間延長された。</p> <p>・新法は、</p> <p>①過疎法は、昭和 45 年の制定以来、10 年の時限立法として制定され、基本的に10年ごとに新法が制定されてきたこと</p> <p>②過疎法は人口減少という動態に対応する法律であり、また、過疎地域をとりまく社会経済情勢の変化に対応する必要があることから、10 年間の時限立法とされた。</p>
<p>(特定市町村等に対するこの法律の準用)</p> <p>第五条 <u>旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地域</u></p>	<p>(特定市町村等に対するこの法律の準用)</p> <p>第五条 <u>旧過疎活性化地域の市町村のうち過疎地域の</u></p>	<p>・本条から法附則第8条まで、特定市町村(いわゆる「卒</p>

の市町村以外のものであって、第三条(第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条及び附則第七条において同じ。)又は第四十一条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定の適用を受ける区域を含まないもの(以下「特定市町村」という。)については、令和三年度から令和八年度までの間(特定市町村のうち財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下のもの(以下「特別特定市町村」という。))に限り、政令で定めるところにより、第十二条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する。この場合において、第十二条、第十三条及び第二十四条の規定の準用に関し令和九年度(特別特定市町村については、令和十年度)以降必要となる経過措置は、政令で定める。

(削除)

市町村以外のもの(以下「特定市町村」という。)については、平成十二年度から平成十六年度までの間に限り、政令で定めるところにより、第十条、第十一条、第十四条及び第十五条の規定を準用する。この場合において、第十条及び第十一条の規定の準用に関し平成十七年度以降必要となる経過措置は、政令で定める。

2 特定市町村のうち政令で定めるものについては、平成十二年度から平成十六年度までの間に限り、政令で定めるところにより、第十二条の規定を準用する。

業団体)に対する経過措置が定められている。本条は、旧法でいわゆる「全部過疎」であった市町村がいずれの区域も新法で過疎地域とならない場合について定めており、市町村の全域が経過措置の対象となる。

- ・経過措置の期間について、旧法は5年間であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、原則6年間、特別特定市町村(財政力指数が0.4以下の卒業団体)にあつては7年間とされた。
- ・経過措置の対象となる支援措置について、旧法で対象とされていた国庫補助率のかさ上げ、都道府県代行整備、過疎対策事業債に加えて、新たに「国税の事業用設備等に係る減価償却の特例」、「地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置」が対象とされた。
- ・このほか、過疎法に基づかない経過措置として、旧法制定時は他政令・要綱等に基づく補助事業が経過措置の対象とされていたが、新法制定時は「過疎債以外の地方債措置」、「特別交付税措置」が対象に追加された。
- ・過疎債の経過措置について、現行法制定時は財政力指数が1.0以上の卒業団体(旧法附則第5条第2項、旧政令附則第3条第4項)は対象外とされていたが、今回は財政力指数の要件を設けないこととされた。
- ・過疎債(ハード分)の発行限度額について、旧法制定時は、直近3カ年の発行実績額の平均を基準額として5年間合計で400%とされたが、新法制定時は、直近5カ年の発行実績額のうち大きい3カ年の平均を基準額として、以下のとおり、6年間合計で500%、特別特定市町村(財政力指数が0.4以下の卒業団体)については7年

		<p>間合計で 600%とされた。</p> <table border="1" data-bbox="1473 148 2136 400"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定市町村</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>70%</td> <td>50%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特別特定市町村</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>70%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・過疎債(ソフト分)の発行限度額については、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十四条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令」附則第3条及び第4条に規定されており、過疎市町村と同様の算定方法を用いることとされ、各年度の発行限度額が令和2年度の発行限度額を下回る場合の激変緩和措置に関し、特別特定市町村については、7年目(令和9年度)においても、新たな算定方法に基づく各年度の発行限度額が令和2年度の発行限度額を下回る場合には、その差額に 0.1 の率を乗じて得た額を当該年度の発行限度額に加算することとされた。</p> <p>・過疎債の経過措置については、上記の内容を含め、令和3年4月1日付で事務連絡が発出されている。</p>		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	特定市町村	100%	100%	100%	80%	70%	50%	-	特別特定市町村	100%	100%	100%	100%	80%	70%	50%
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9																			
特定市町村	100%	100%	100%	80%	70%	50%	-																			
特別特定市町村	100%	100%	100%	100%	80%	70%	50%																			
<p><u>第六条 旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のもの</u>であって、<u>第三条又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域を含むもの</u>については、<u>当該規定の適用を受ける区域以外の区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域のうち、当該区域を含む市町村に係る財政力指数</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>・本条は、旧法でいわゆる「全部過疎」であった市町村が新法で「一部過疎」となった場合の経過措置について定めており、市町村の区域のうち一部過疎の区域以外の区域が経過措置の対象となる。</p>																								

<p>で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下のものについては、特別特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。</p> <p>3 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。</p>		
<p><u>第七条 令和三年三月三十一日において旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであって、同項の規定に基づく過疎地域であった区域について第三条又は第四十一条第二項(同条第三項において準用する場合に限る。以下この項において同じ。)の規定の適用を受ける区域以外の区域を含むものについては、旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定に基づく過疎地域であった区域のうち第三条又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域以外の区域を特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。</u></p> <p>2 前項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域のうち、当該区域を含む市町村に係る財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下のものについては、特別特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。</p> <p>3 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(新設)</p>	<p>・本条は、旧法でいわゆる「一部過疎」であった市町村の経過措置(旧法で「一部過疎」であった市町村が新法で非過疎となる場合及び旧法で「一部過疎」であった市町村が新法でも「一部過疎」となるが「一部過疎」の区域が減少する場合)について定めており、旧法でいわゆる「一部過疎」であった区域のうち新法で一部過疎の区域となった区域以外の区域が経過措置の対象となる。</p>
<p><u>第八条 合併市町村のうち合併関係市町村に特定市町村(当該市町村の合併が行われた日の前日において</u></p>	<p><u>第七条 合併市町村のうち合併関係市町村に特定市町村(当該市町村の合併が行われた日の前日において</u></p>	<p>・本条は、特定市町村が新法制定後に合併をした場合、特定市町村又は特別特定市町村の区域であった区域</p>

<p><u>附則第六条からこの条までの規定のいずれかの規定の適用を受けていた市町村を含む。)</u>が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において当該特定市町村の区域であった区域を特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。</p> <p>2 <u>合併市町村のうち合併関係市町村に特別特定市町村(当該市町村の合併が行われた日の前日において附則第六条第二項、前条第二項又はこの項の規定のいずれかの規定の適用を受けていた市町村を含む。)</u>が含まれるものについては、<u>当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において当該特別特定市町村の区域であった区域を特別特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。</u></p>	<p>前条又はこの条の規定の適用を受けていた市町村を含む。)が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村の区域であった区域を特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>について、引き続き経過措置の対象とすることを定めるものである。</p> <p>・第1項は特定市町村、第2項は特別特定市町村の取扱いが定められている。</p>
---	--	---

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 読替表
 ◎第四十三条第一項による読替え

読 替 後	読 替 前
<p>(過疎地域)</p> <p>第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。</p> <p>一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（当該数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。第十七条第九項を除き、以下「財政力指数」という。）で令和二年の国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次条において「平均財政力指数」という。）が全ての市町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての市町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国</p>	<p>(過疎地域)</p> <p>第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。</p> <p>一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（第十七条第九項を除き、以下「財政力指数」という。）で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が○・五以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が○・一未満であること。</p>

(傍線部分は読替部分)

<p>勢調査の結果による市町村人口に係る令和二年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が○・一未満であること。</p> <p>イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和十五年の人口から当該市町村人口に係る令和二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和十五年の人口で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入する。以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が国勢調査の結果による市町村人口に係る令和二年の人口から当該市町村人口に係る昭和十五年の人口を控除して得た数値が負数である市町村（以下この項において「四十年間人口減少市町村」という。）に係る四十年間人口減少率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次条において「基準四十年間人口減少率」という。）以上であること。</p> <p>ロ 四十年間人口減少率が基準四十年間人口減少率から○・〇五を控除して得た率以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る令和二年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値（当該数</p>	<p>イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値（以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が○・二八以上であること。</p>
<p>ロ 四十年間人口減少率が○・二三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が○・三五以上であること。</p>	<p>ロ 四十年間人口減少率が○・二三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が○・三五以上であること。</p>

値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下ロにおいて「高齢者比率」という。）が四十年間人口減少市町村に係る高齢者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次条第一項第二号において「基準高齢者比率」という。）以上であること。

ハ 四十年間人口減少率が基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る令和二年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値（当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下ハにおいて「若年者比率」という。）が四十年間人口減少市町村に係る若年者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次条第一項第三号において「基準若年者比率」という。）以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る令和二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成七年の人口で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小

ハ 四十年間人口減少率が〇・二三以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が〇・二一以上であること。

点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入する。以下ニにおいて「二十五年間人口減少率」という。）が国勢調査の結果による市町村人口に係る令和二年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た数値が負数である市町村（以下ニにおいて「二十五年間人口減少市町村」という。）に係る二十五年間人口減少率を合計して得た率を二十五年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次条第一項第四号において「基準二十五年間人口減少率」という。）以上であること。

二 四十年間人口減少率が基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率以上であり、かつ、平均財政力指数が全ての町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以下であること。ただし、国勢調査の結果による市町村人口に係る令和二年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

2 主務大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。

二 四十年間人口減少率が〇・二三以上であり、かつ、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合計したものの三分の一の数値が〇・四以下であること。ただし、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

2 主務大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。

(特定期間合併市町村に係る一部過疎)

第三条 特定期間合併市町村(平成十一年四月一日以後この法律の施行の日の前日までの間に、市町村の合併(二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。)により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村のうち、前条第一項、第四十一条第一項又は第四十二条の規定の適用を受ける区域をその区域とする市町村以外のものをいう。この条及び第五章において以下同じ。)であって、平均財政力指数が全ての市に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての市の数で除して得た数値(当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)以下であるもの(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)については、特定期間合併関係市町村(平成十一年三月三十一日に存在していた市町村であって、同年四月一日以後令和三年三月三十一日までの間に市町村の合併によりその区域の全部又は一部が特定期間合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下この条及び第四十一条第二項において同じ。)の区域(平成十一年四月一日以後令和三年三月三十一日までの間の市町村の合併の日(二以上あるときは、当該日のうち最も早い日)の前日における市町村の区域をいう。次項及び第四十一条第二項において「特定期間合併

(特定期間合併市町村に係る一部過疎)

第三条 特定期間合併市町村(平成十一年四月一日以後この法律の施行の日の前日までの間に、市町村の合併(二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。)により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村のうち、前条第一項、第四十一条第一項又は第四十二条の規定の適用を受ける区域をその区域とする市町村以外のものをいう。この条及び第五章において以下同じ。)であって、財政力指数で平成二十九年年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四以下であるもの(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)については、特定期間合併関係市町村(平成十一年三月三十一日に存在していた市町村であって、同年四月一日以後令和三年三月三十一日までの間に市町村の合併によりその区域の全部又は一部が特定期間合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下この条及び第四十一条第二項において同じ。)の区域(平成十一年四月一日以後令和三年三月三十一日までの間の市町村の合併の日(二以上あるときは、当該日のうち最も早い日)の前日における市町村の区域をいう。次項及び第四十一条第二項において「特定期間合併関係市町村の区域」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当

関係市町村の区域」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当する区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第一号、第二号又は第三号に該当する場合には、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る令和二年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。

する区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第一号、第二号又は第三号に該当する場合には、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。

一 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和五十一年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る令和二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和五十一年の人口で除して得た数値(以下この項において「特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率」という。)が基準四十年間人口減少率以上であること。

一 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和五十年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値(以下この項において「特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率」という。)が〇・二八以上であること。

二 特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る令和二年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が基準高齢者比率以上であること。

二 特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。

三 特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る令和二

三 特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人

<p>年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が<u>基準若年者比率</u>以下であること。</p> <p>四 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る令和二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成七年の人口で除して得た数値が<u>基準</u>二十年間人口減少率以上であること。</p> <p>2 特定期間合併市町村であつて、平均財政力指数が全ての町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村の区域のうち、特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が<u>基準</u>四十年間人口減少率から○・○五を控除して得た率以上である区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る令和二年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が○・一未満である区域に限る。</p> <p>3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	
<p>口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が○・一一以下であること。</p> <p>四 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が○・二一以上であること。</p> <p>2 特定期間合併市町村であつて、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が○・四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村の区域のうち、特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が○・二三以上である区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が○・一未満である区域に限る。</p> <p>3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	

読替後	読替前
<p>(過疎地域)</p> <p>第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。</p> <p>一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（当該数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。第十七条第九項を除き、以下「財政力指数」という。）で第四十三条第二項に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次条において「平均財政力指数」という。）が全ての市町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての市町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る</p>	<p>(過疎地域)</p> <p>第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。</p> <p>一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（第十七条第九項を除き、以下「財政力指数」という。）で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。</p>
<p>四十三条第二項に規定する国勢調査が行われた年（以下この項及び次条において「調査年」という。）の人口から当該市町村人口に係る調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。</p> <p>イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る調査年から起算して四十年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口から当該市町村人口に係る調査年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る調査年から起算して四十年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入する。以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が国勢調査の結果による市町村人口に係る調査年の人口から当該市町村人口に係る調査年から起算して四十年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口を控除して得た数値が負数である市町村（以下この項において「四十年間人口減少市町村」という。）に係る四十年間人口減少率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次条において「基準四十年間人口減少率」という。）以上であること。</p>	<p>イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値（以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が〇・二八以上であること。</p>

ロ 四十年間人口減少率が基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る調査年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値（当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下ロにおいて「高齢者比率」という。）が四十年間人口減少市町村に係る高齢者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次条第一項第二号において「基準高齢者比率」という。）以上であること。

ハ 四十年間人口減少率が基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る調査年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値（当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下ハにおいて「若年者比率」という。）が四十年間人口減少市町村に係る若年者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次条第一項第三号において「基準若年者比率」という。）以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る調査年から起算し

ロ 四十年間人口減少率が〇・二三以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。

ハ 四十年間人口減少率が〇・二三以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二年の人口か

て二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口から当該市町村人口に係る調査年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年において最近に国勢調査が行われた年の人口で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入する。以下ニにおいて「二十五年間人口減少率」という。）が国勢調査の結果による市町村人口に係る調査年の人口から当該市町村人口に係る調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口を控除して得た数値が負数である市町村（以下ニにおいて「二十五年間人口減少市町村」という。）に係る二十五年間人口減少率を合計して得た率を二十五年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次条第一項第四号において「基準二十五年間人口減少率」という。）以上であること。

二 四十年間人口減少率が基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率以上であり、かつ、平均財政力指数が全ての町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以下であること。ただし、国勢調査の結果による市町村人口に係る調査年の人口から当該市

ら当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が〇・二一以上であること。

二 四十年間人口減少率が〇・二三以上であり、かつ、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下であること。ただし、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未

町村人口に係る調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が○・一未満であること。

2 主務大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。

（特定期間合併市町村に係る一部過疎）

第三条 特定期間合併市町村（平成十一年四月一日以後この法律の施行の日の前日までの間に、市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村（第四十二条において「特定期間に係る合併市町村」という。）のうち、前条第一項、第四十一条第一項又は第四十二条の規定の適用を受ける区域をその区域とする市町村以外のものをいう。以下同じ。）であって、平均財政力指数が全ての市に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての市の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村（平

満であること。

2 主務大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。

（特定期間合併市町村に係る一部過疎）

第三条 特定期間合併市町村（平成十一年四月一日以後この法律の施行の日の前日までの間に、市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村（第四十二条において「特定期間に係る合併市町村」という。）のうち、前条第一項、第四十一条第一項又は第四十二条の規定の適用を受ける区域をその区域とする市町村以外のものをいう。以下同じ。）であって、財政力指数で平成二十九年年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が○・六四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村（平成十一年三月三十一日に存在していた市町村であって、同年四月

成十一年三月三十一日に存在していた市町村であって、同年四月一日以後令和三年三月三十一日までの間に市町村の合併によりその区域の全部又は一部が特定期間合併市町村の区域の一部となつた市町村をいう。以下この条及び第四十一条第二項において同じ。）の区域（平成十一年四月一日以後令和三年三月三十一日までの間の市町村の合併の日（二以上あるときは、当該日のうち最も早い日）の前日における市町村の区域をいう。次項及び第四十一条第二項において「特定期間合併関係市町村の区域」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第一号、第二号又は第三号に該当する場合には、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る調査年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が○・一未満である区域に限る。

一 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る

調査年から起算して四十年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る調査年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る調査年から起算して四十年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口で除して得た数値（以下この項にお

一日以後令和三年三月三十一日までの間に市町村の合併によりその区域の全部又は一部が特定期間合併市町村の区域の一部となつた市町村をいう。以下この条及び第四十一条第二項において同じ。）の区域（平成十一年四月一日以後令和三年三月三十一日までの間の市町村の合併の日（二以上あるときは、当該日のうち最も早い日）の前日における市町村の区域をいう。次項及び第四十一条第二項において「特定期間合併関係市町村の区域」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第一号、第二号又は第三号に該当する場合には、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が○・一未満である区域に限る。

一 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る

昭和五十年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値（以下この項において「特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率」という。）が○・二八以上であること。

<p>3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>2 特定期間合併市町村であって、平均財政力指数が全ての町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての町村の数で除して得た数値(当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)以下であるもの(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)については、特定期間合併関係市町村の区域のうち、特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率以上である区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る調査年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。</p>	<p>2 特定期間合併市町村であって、平均財政力指数が全ての町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての町村の数で除して得た数値(当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)以下であるもの(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)については、特定期間合併関係市町村の区域のうち、特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上である区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。</p>
<p>2 特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る調査年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が基準高齢者比率以上であること。</p> <p>3 特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る調査年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が基準若年者比率以下であること。</p> <p>4 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る調査年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口で除して得た数値が基準二十五年間人口減少率以上であること。</p>	<p>2 特定期間合併市町村であって、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下であるもの(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)については、特定期間合併関係市町村の区域のうち、特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上である区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。</p>
<p>2 特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る調査年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が基準若年者比率以下であること。</p> <p>4 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る調査年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口で除して得た数値が基準二十五年間人口減少率以上であること。</p>	<p>2 特定期間合併市町村であって、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下であるもの(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)については、特定期間合併関係市町村の区域のうち、特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上である区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。</p>